

平成 23 年 1 月 25 日

各 位

会 社 名 ゴールドパック株式会社
 代表者名 代表取締役社長 村上 豊
 (J A S D A Q ・ コード 2 5 8 9)
 問合せ先 取締役兼常務執行役員 菅澤 正嗣
 電話 0 3 - 3 7 8 0 - 5 6 4 8

親会社等、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

今般、平成23年1月31日付で、当社の親会社等、主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動が生じることとなりますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 異動に至った経緯

株式会社BAF2（以下「BAF2」又は「公開買付者」といいます。）は、平成22年12月13日に、当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行う旨を公表いたしました。

本公開買付けは、平成22年12月14日から平成23年1月24日まで実施され、本日、BAF2より、本公開買付けを通じて、当社の普通株式2,709,214株及び新株予約権0個を取得する旨の報告がありました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、BAF2は平成23年1月31日(本公開買付けの決済の開始日)付で当社に対する議決権所有割合が50%超となるため、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

また、当社の主要株主であり筆頭株主であるGPファンド（業務執行組合員フェニックス・キャピタル株式会社）（以下「GPファンド」といいます。）及び当社のその他の関係会社であり主要株主である東京急行電鉄株式会社（以下「東京急行電鉄」といいます。）より、その所有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募した旨の報告をそれぞれ受けましたので、本公開買付けの決済が行われた場合には、平成23年1月31日付で、GPファンドは当社の筆頭株主である主要株主に該当しないこととなり、また東京急行電鉄は当社のその他の関係会社である主要株主に該当しないこととなります。

なお、本公開買付けの結果等の詳細につきましては、本日、BAF2が別途開示しております「ゴールドパック株式会社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(平成23年1月25日現在)

① 名 称	株式会社BAF2
② 本 店 所 在 地	東京都千代田区神田錦町三丁目23番地
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 小坂橋 貴尚
④ 事 業 内 容	株券等の取得、保有及び管理

⑤ 資本金の額	1,501百万円	
⑥ 設立年月日	平成22年10月20日	
⑦ 事業年度の末日	9月30日	
⑧ 純資産 (平成22年12月13日現在)	10,000円	
⑨ 総資産 (平成22年12月13日現在)	10,000円	
⑩ 大株主及び持株比率	アイ・シグマ事業支援ファンド1号投資事業有限責任組合 99.9% アイ・シグマBAF 役職員ファンド3号組合 0.1%	
⑪ 上場会社と当該株主の関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(2)主要株主である筆頭株主に該当しないことになる株主の概要

① 名称	GPファンド（業務執行組合員フェニックス・キャピタル株式会社）
② 所在地	東京都千代田区丸の内2丁目2番1号岸本ビル9階
③ 業務執行組合員	フェニックス・キャピタル株式会社 代表取締役 三村 智彦
④ 事業内容	投資事業組合
⑤ 出資総額 (平成23年1月24日現在)	4,560百万円

(3)その他の関係会社及び主要株主に該当しないことになる株主の概要

(平成22年3月31日現在)

① 名称	東京急行電鉄株式会社
② 本店所在地	東京都渋谷区南平台町5番6号
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長 越村 敏昭
④ 事業内容	鉄軌道業、不動産販売業、不動産賃貸業
⑤ 資本金	121,724百万円
⑥ 設立年月日	大正11年9月2日
⑦ 事業年度の末日	3月31日
⑧ 純資産	336,384百万円
⑨ 総資産	1,483,874百万円
⑩ 大株主及び持株比率	第一生命保険相互会社 6.13% 日本生命保険相互会社 5.85% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 3.74% 中央三井信託銀行株式会社 3.04%

	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2.86%
	太陽生命保険株式会社	1.94%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	1.86%
	三菱UFJ信託銀行株式会社	1.68%
	株式会社みずほコーポレート銀行	1.60%
	住友信託銀行株式会社	1.57%
⑩ 上場会社と当該株主の関係等	資本関係	当社は東京急行電鉄の普通株式240,000株を保有しております。
	人的関係	当社は東京急行電鉄から非常勤取締役1名、非常勤監査役1名を受け入れており、必要に応じて助言を受けておりますが、事業運営上の意思決定は当社独自の判断により実行されております。
	取引関係	当社と東京急行電鉄との間には製品の販売とグループ商標使用料の支払があります。

3. 異動前後における当該株主の議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

（1）株式会社BAF2

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	27,092個 (92.45%)	—	27,092個 (92.45%)	第1位

（注1）「総株主の議決権の数に対する割合」は、BAF2が本公開買付けにおいて、平成18年4月26日開催の当社第53期定時株主総会及び同日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある当社普通株式及び単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、当社が平成22年12月15日に提出した第58期第3四半期報告書に記載した平成22年10月31日現在の総株主の議決権の数である29,253個に同報告書に記載された平成22年10月31日現在存在する同新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある当社普通株式（5,000株。但し、平成22年10月31日以降本日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された当社株式を含みます。）に係る議決権の数（50個）及び平成22年7月31日現在の単元未満株式の数（22株）に係る議決権の数（2個）を加えた29,305個を分母として計算しております。

（注2）「総株主の議決権の数に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（2）GPファンド

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前 (平成22年7月31日現在)	11,591個 (1,159,100株)	39.62%	第1位
異動後	—	—	—

（注1）「総株主の議決権の数に対する割合」は、当社が平成22年12月15日に提出した第58期第3四半期報告

書に記載した平成22年10月31日現在の総株主の議決権の数である29,253個を分母として計算しており、議決権のない株式として、同四半期報告書に記載された同日現在の単元未満株式（222株）を発行済株式総数から控除しております。

（注2）「総株主の議決権の数に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（3）東京急行電鉄株式会社

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異 動 前 (平成22年7月31日現在)	6,829個 (682,900株)	23.34%	第 2 位
異 動 後	—	—	—

（注1）「総株主の議決権の数に対する割合」は、当社が平成22年12月15日に提出した第58期第3四半期報告書に記載した平成22年10月31日現在の総株主の議決権の数である29,253個を分母として計算しており、議決権のない株式として、同四半期報告書に記載された同日現在の単元未満株式（222株）を発行済株式総数から控除しております。

（注2）「総株主の議決権の数に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

平成23年1月31日（本公開買付けの決済の開始日）

5. 今後の見通し

平成22年12月13日付「株式会社BAF2による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」にて公表しましたとおり、公開買付者は、当社を完全子会社とする方針であり、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより当社の発行済株式（当社が保有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかったことを受けて、以下の方法により、公開買付者を除く当社の株主の皆様（当社を除きます。）に対して当社の株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者が当社の発行済普通株式（当社が保有する自己株式を除きます。）の全てを所有することになるよう一連の手続きを行うことを企画しております。

具体的には、本公開買付けが成立したことを受けて、公開買付者は平成23年4月に開催予定の当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項について定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③当社の当該普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の当社の株式を交付すること、以上①乃至③を付議議案とすることを当社に要請する予定です。

また、上記①に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本定時株主総会の上記①に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、本定時株主総会の開催日と同日を開催日とする本種類株主総会の開催を要請する予定です。

なお、本定時株主総会及び本種類株主総会上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本定時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を当社が取得することとなり、当社の株主の皆様（当社を除きます。）には当該取得の対価として別個の種類の当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類当社の株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、

当該端数は切捨てられます。)に相当する当該別個の種類の本社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の本社の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主の皆様が交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主の皆様が保有していた本社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された本社の普通株式の取得の対価として交付する本社の株式の種類及び数は、本日現在において未定ですが、公開買付者は当社に対し、公開買付者が本社の発行済株式(当社が保有する自己株式を除きます。)の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の本社の株主の皆様に対し交付しなければならない本社の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

上記②及び③の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本社の株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

また、本社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得すると引換えに別個の種類の本社の株式を交付するという上記の方法については、関係法令について当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付者の株式の保有状況及び公開買付者以外の本社の株主の皆様による本社の株式の保有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社以外の本社の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に本社の各株主の皆様が交付されることになる金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主の皆様が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

当該完全子会社化の後、公開買付者は、公開買付者を消滅会社とし、当社を存続会社とする吸収合併を行うことを予定しております。

当社普通株式は、現在、株式会社大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場に上場していますが、公開買付者は、当社普通株式の全て(本社の保有する自己株式を除きます。)を保有することを意図していますので、その場合、当社普通株式は株式会社大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。

なお、上場廃止後は、当社普通株式を上記市場において取引することができなくなります。

今後の手續につきましては、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、BAF2は本社の非上場会社の親会社として開示対象となります。

以上